

中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策（とりまとめ）(案)

2005年4月14日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

<問題意識>

中小・ベンチャー企業は、我が国の産業における基盤的技術を担うとともに、素材の加工や部品の供給等を行うことにより産業基盤を支えている。また、地域における雇用の創出など地域経済の担い手としても大きな役割を果たしている。

知的財産立国を目指し、様々な施策が進められている中で、中小・ベンチャー企業の知的財産に対する意識も高まりつつある。このような流れを加速し、より多くの中小・ベンチャー企業が知的財産を創造し、それを有効に活用し事業化に結びつけていくことを戦略的に進めていくことが重要である。

しかしながら、現実には中小・ベンチャー企業は、経済力、人材等の面で知財の創造・活用にあたって様々な障害や困難に直面している。

したがって、中小・ベンチャー企業が、革新的な技術を創造し、それを知的財産として活用して戦略的に事業展開ができるよう政府としても抜本的な対策を講ずる必要がある。

1 . 産学連携の推進

< 基本認識 >

中小・ベンチャー企業が自己の技術を更に深化させたり、大学の研究成果を活用するなどして革新的な技術の開発を進めるに当たって、大学との連携が重要になってきている。

しかしながら、中小・ベンチャー企業にとっては自らの人材や資金の不足に加え、大学側の体制上の問題もあってなかなか産学連携が円滑に進まないというのが実態である。

このような現状を踏まえ、政府は、産学連携の円滑な推進に向けて以下の施策に取り組む必要がある。

なお、大学のみならず、産総研、公設試等の公的研究機関についても同様に対応する必要がある。

(1) 産学連携の円滑化

< 窓口の整備 >

政府は、大学に対し、共同研究や技術移転等に関し、大学知的財産本部とTLOとの関係を明確にするとともに中小・ベンチャー企業が利用しやすいよう対応窓口の一元化をさらに促進するよう促す。また、窓口において提供する情報の種類や内容についても充実するよう促す。

< 事務処理体制の強化 >

政府は、大学やTLOに対し、契約実務を行う事務職員、民間企業出身のアドバイザー等が、中小企業・ベンチャー企業の実情を踏まえた柔軟な契約実務を行うよう促す。そのため、契約実務に精通した者の雇用や実務マニュアルの充実を図るよう促す。また、政府は、大学やTLOの契約事務体制の評価を行うとともに、参考のために、対応事例集を作成・公表する。

< 契約の柔軟化・弾力的運用 >

政府は、大学やTLOに対し、中小・ベンチャー企業の実情に応じ契約内容や契約実務における運用をより柔軟に行うよう促す。また、政府は、大学やTLOが行っている契約について評価を行うとともに、参考のために、契約の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。

政府は、大学やTLOに対し、中小・ベンチャー企業の実情や研究・技術移転の実態を踏まえて、ライセンス料・研究着手料やTLO会費等の設定を弾力的に行うよう促す。また、政府は、参考のために、契約料等の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。

(2) 産学連携の基盤の強化

< 橋渡し機能の強化 >

政府は、大学に対し、中小・ベンチャー企業との技術移転や共同研究、委託研究を円滑に進めるため、大学のシーズと企業のニーズとのマッチングをすることや、大学の研究を企業において事業化可能とすること等の大学と企業との橋渡し機能を充実するよう支援する。また、政府は、大学と企業の橋渡し機能として、TLO、公的研究機関や商社・コンサルタント等の活用を図ることを大学に促す。さらに、政府は、参考のために、これらに関する成功事例集を作成・公表する。

< 特許情報へのアクセス機能の強化 >

政府は、大学における特許情報へのアクセス機能を強化するため、特許情報や論文情報を相互に活用できるデータベースを整備するとともに、大学研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワーク等を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようシステムの整備を行う。

< 秘密管理の徹底 >

政府は、大学やTLOに対し、共同研究等において技術漏洩を防ぐため、営業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底するよう促す。また、政府は、秘密管理に関する指針等について、必要な見直しを行うとともに、周知を図る。

2 . 知的財産の保護の強化

< 基本認識 >

中小・ベンチャー企業にとって、革新的な技術を創造し、その効果的な活用を図るためには、生み出された技術を知的財産として保護することが必要である。

しかしながら、中小・ベンチャー企業は大企業に比べ、資金や人材等を知的財産に対して十分に投入できないことや、そもそも知的財産の取扱いに慣れていないため、どのような手続をとればよいのか、誰に頼んだらよいのかといった問題が生じている。また、国内外の知的財産の侵害に対してどう対処したらよいのかといった問題が生じている。

さらに、大企業との関係において知的財産が侵害され、泣き寝入り状態であるといった指摘もされている。

このような現状を踏まえ、政府は、中小・ベンチャー企業の知的財産の保護に関して以下の施策に取り組む必要がある。

なお、大学や公的研究機関についても同様に対応する必要がある。

(1) 利用者に優しい特許審査の推進

< 権利化の促進 >

特許庁は、新しい技術概念に早く・広く権利を付与することが知的財産立国を実現する上で重要であるとの認識に立って審査を行う。また、その際に権利範囲が明確となるよう審査を行う。

< 審査の早期化 >

特許庁は、審査の待ち時間を極力短縮するとともに、早期審査制度の普及を図る。また、巡回審査等出願人との対話を積極的に行うことなど、審査を出願人の立場に立って親切に行うことを心掛ける。

< 記載の平易化 >

特許庁は、審査や説明会等を通じて、明細書等の出願書類を技術的に簡単・明瞭な文言を用いて明確かつ簡潔に記載するよう徹底する。また、特許庁は、出願書類において用いる用語や表現方法等の記載の明確化を図るため、解説書、説明会等において徹底する。

(2) 利用者の立場に立った制度の改善

< 特許制度の改善 >

特許庁は、中小・ベンチャー企業には翻訳作業に関する負担が重いこと、また、バイオ関係等の先端技術においては、追加実験やデータ拡充が必要であることなどを踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先制度の優先期間（現行1年）の延長、外国語書面出願の翻訳文提出期間（現行2ヶ月）の延長、インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧の無料化、カラー図面の添付の許容について幅広い観点から検討し、必要に応じ法改正等制度の整備を行う。また、拒絶理由通知の応答期間（現行60日）の延長などについて、利用者の利便性向上等の観点から制度を整備する。

< I P D L の機能強化 >

特許庁は、中小・ベンチャー企業が有益な特許情報等を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（I P D L）に、関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などを検索できる機能を追加するとともに、特許公報等のPDFファイルを一括ダウンロードできるようにする。また、それらの機能を中小・ベンチャー企業が十分に使いこなせるよう、特許情報の検索専門家の派遣等の支援を充実する。

(3) 中小・ベンチャー企業に対する支援

(イ) 中小・ベンチャー企業の負担の軽減

< 費用負担の軽減、手続の簡素化 >

特許庁は、中小・ベンチャー企業の費用負担を軽減するため、現行の審査請求料・特許料の減免措置の利用の抜本的な拡大を図るとともに、減免措置の拡充など更なる負担の軽減につき幅広い観点から検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。また、申請手続も簡素化する。

特許庁は、日本弁理士会に対し、費用やサービスその他の面で中小企業の個別の事情を考慮して適切な配慮を払うよう促す。

< 海外出願に対する助成 >

政府は、中小・ベンチャー企業が海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等に対する助成を拡充する。

< 先行技術調査に対する支援 >

政府は、中小・ベンチャー企業を対象として、研究開発の絞り込みや無駄な出願の回避のため、特許出願前の先行技術調査の支援を拡充する。

(口) 中小・ベンチャー企業に対する情報提供・相談の強化

< 弁理士情報の提供 >

政府は、中小・ベンチャー企業による弁理士の利用を容易にするため、中小企業・ベンチャー総合支援センター等（以下「支援センター」という。）の窓口を整備し、専門分野・実績や料金・経営状況等の弁理士に関する情報提供や紹介・派遣を行う。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

< 中小企業の経営戦略に根ざした知財戦略の支援 >

政府は、中小・ベンチャー企業が事業展開を考えて知財戦略を進められるように、支援センターの窓口を整備し、経営戦略の中で知財戦略を提供できるようなコンサルタントや弁理士等を紹介する。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

< 海外出願に対する支援 >

政府は、支援センターの窓口を整備し、翻訳会社、海外弁理士等を紹介したり、海外出願に際しての手ほどきなどを行う。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に、同様の取組を行うよう促す。

(4) 国内における知的財産権侵害対策の強化

< 知的財産の尊重の徹底 >

政府は、日本経団連その他の産業団体等に対し、中小・ベンチャー企業をはじめとする他者の知的財産権を尊重することを企業行動の中核に据えた知財憲章等の策定を通じて、会員企業に徹底するよう促す。

< 「知財駆け込み寺」の整備 >

大企業が優越的地位を濫用し、例えば中小企業の製造能力を超えるロットを一時に大量発注して対応できないという理由で事実上その技術を取り上げるとか、共同研究や試作品作成を持ちかけて技術を横取りすることを可能とするような一方的に優位な契約を締結するなど、巧妙な手口により中小・ベンチャー企業の技術が模倣されたり、盗用されたりしているという指摘が多い。政府は、支援センターの窓口を「知財駆け込み寺」として

機能するよう整備し、大企業から知的財産権侵害を受けた場合の対応や摘発、公正取引委員会への申告などについて相談を行う。また、都道府県中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

< 知的財産の保護を強化するための制度の整備 >

大企業が取引関係において従属的な地位にある中小企業の知的財産について不当な取扱いをしているという指摘、訴訟において被害企業が損害に見合う十分な賠償を受けられず侵害企業の侵害し得であるという指摘、知的財産侵害訴訟は、その立証に必要な証拠が侵害者側に偏在しているため、特に、証拠調査能力に乏しい中小企業には立証が極めて困難であるという指摘、また、侵害訴訟に付随して無効審判請求や周辺特許の関連訴訟が多発されるため、特に、資力等に乏しい中小企業には訴訟対応が極めて困難であるという指摘等、知的財産の保護に関し、様々な法制度上、実務上の問題が指摘されている。

政府は、これらの事情にかんがみ、最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図るとともに、中小企業関連法制や独占禁止法上の指針等による中小企業の知的財産の保護や大企業の優越的地位の濫用の防止、損害額の算定制度等知的財産に関する損害賠償制度による権利者の適正な救済の実現、知財訴訟における立証責任等の面における訴訟当事者の負担の軽減等の諸課題について、実態の把握や民事訴訟における知財訴訟の位置づけ、訴訟実務等を考慮しつつ検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

< 情報開示制度における営業秘密の保護の確保 >

政府は、化学物質の安全性に係る情報提供制度（MSDS制度）等の情報開示制度により流出してしまう恐れのある企業の営業秘密を保護するため、公共の安全の確保等の法目的を踏まえ検討を行い、必要な制度の改善を行う。

（５）海外における知的財産権侵害対策の強化

< 水際対策の強化 >

政府は、水際対策における技術判定能力の重要性や制度の利便性・手続の公平性等にかんがみ、これまでの累次の制度改正の実施状況等を踏まえ、技術等を専門的に判断するための制度的仕組みについて更に検討し、必要に応じ法制度の整備など制度の整備を行う。

< 個人輸入・個人所持の禁止制度の整備 >

政府は、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

< 海外における模倣品対策の強化 >

政府は、海外における模倣品被害に対し、中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう助成制度を拡充する。

< 関係機関の取組みの強化 >

政府は、国内総合相談窓口の周知徹底と活性化を図るとともに、模倣品・海賊版対策に関する関係機関の取組みを強化する。

< 在外公館の取組みの強化 >

在外公館は、相手国政府の制度改革や執行強化に対する要請や企業からの個別案件に関する要請等について、外国の行政当局・取締当局に対する働きかけなどを強力に行う。

3 . 知的財産の活用の推進

< 基本認識 >

中小・ベンチャー企業にとっては、知的財産を、事業化、ライセンス等により有効活用することや、知的財産により資金調達を図ることで、更なる事業展開を図ることが重要である。

しかしながら、中小・ベンチャー企業にとって知的財産を事業展開したり、資金調達を図る上で十分な環境が、制度的にも、実務的にも整っているとは言い難いというのが現状である。また、公共調達の面においても様々な問題が指摘されている。

このような現状を踏まえ、政府は、中小・ベンチャー企業の知的財産の活用を推進するため、以下の施策に取り組む必要がある。

(1) 地域における知的財産権の取扱いの改善

政府は、地方自治体に対し、地方自治体が保有する知的財産権に関する譲渡契約の柔軟化や特許許諾の運用の見直しなど、地方自治体における知的財産権の取扱いについて制度の整備や運用の改善を行うよう促す。

(2) 公共調達における知財の有効活用

< 知的財産の尊重の徹底 >

政府は、地方自治体に対し、中小・ベンチャー企業の知的財産を尊重するとともに調達等において侵害品を購入しないようにするなど、知財意識を高めるよう促す。

< 官公需制度の改善 >

政府は、技術や品質・性能等が評価要素となる官公需契約において知的財産の権利者が不利な扱いを受けないように、制度の整備や運用の改善を行う。また、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう促す。

< 優先調達のための制度整備 >

政府は、官公需契約において、中小・ベンチャー企業の知的財産を活用した製品を用いることがその目的達成上合理的と考えられる場合には、当該製品の優先的な調達が積極的に進められるよう制度の整備や運用の改善を行う。また、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう促す。

(3) 知財信託の活用、知財による資金調達の拡大

(イ) 政府は、中小・ベンチャー企業による知財信託の活用を容易にするため、知財信託の担い手を事業組合や財団法人等に拡大することなど信託制度の活性化について検討を行い、必要に応じ制度の整備を行う。

(ロ) 政府は、中小・ベンチャー企業が知的財産に基づく資金調達を更に円滑に行えるよう検討を行い、制度の整備や運用の改善を行う。

(ハ) 政府は、訴訟費用の負担軽減や損害賠償金の補填等を図るため、民間の知財保険の活性化などの具体的な方策について検討を行い、必要に応じ制度の整備を行う。

(4) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術の顕彰

政府は、中小・ベンチャー企業による知的財産の創造、保護、活用を一層活発化させるとともに我が国の産業競争力の強化を図るため、国民経済の高度化や産業の発展、画期的な技術革新等に貢献した技術を広く顕彰する。

(参考資料)

中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題に関する意見例

1 . 産学連携の推進

(1) 産学連携の円滑化

< 窓口の整備 >

(意見例)

- ・ 大学知的財産本部と T L O との統合を進めるなど、わかりやすいものにして欲しい。
- ・ 大学との手続きやその費用等がわかるよう、大学の共同研究や委託研究等の窓口サービスを充実して欲しい。
- ・ 大学との共同研究の際の窓口を整備して欲しい。
- ・ 大学は、研究成果や人材、施設に関する情報を集約して提供して欲しい。
- ・ T L O の評価ランキングがあると利用しやすい。その際、T L O の評価は地域における役割なども踏まえて行って欲しい。

< 事務処理体制の強化 >

(意見例)

- ・ 大学など公的研究機関とのライセンス契約がスムーズに行われない。
- ・ 大学事務職員の契約に対する対応が画一的であり、融通がきかない。
- ・ 大学事務職員の契約実務能力の向上が必要である。
- ・ 大学事務職員の役所的な対応が最大のネックと思われるので、産学連携に関連する契約については T L O や知的財産本部の判断でこれを締結できるようにした方が良い。

< 契約の柔軟化・弾力的運用 >

(意見例)

- ・ 大学は一様に、着手金 (技術情報開示料) 、ランニングロイヤルティー、不実施補償等、雛形契約ベースの硬直的な研究契約を締結するよう求めるが、海外の大学のように弾力的な契約にしないと国内での共同研究等は進まない。
- ・ 大学知的財産本部や T L O の硬直的かつ厳格な運用が、大学研究者と企業研究者との自由な交流や大学と企業の共同研究を阻害している。

- ・ T L Oが大学と民間との交流の妨げになっている。
知財利用契約時に高額の契約金を要求する
大学の研究者との自由な交流を妨げる
特許申請を研究者にやらせる
- ・ 大学の契約は雛型に頼りすぎで柔軟性を欠いている。
- ・ 独立行政法人化してから、着手金が多額になったり、特許権利化前でもロイヤリティを取られたりしている。契約があまりにも雛型どおりにすぎる。
- ・ わずかな予算で中小企業のアイデアを吸い取ってしまう大学はおかしい。
- ・ 大学側の特許に対する考え方が、ある程度共同研究が進んでから出されて不愉快な思いをすることがある。政府から中小・ベンチャーに対して、大学との共同研究においてとるべき方策を示して欲しい。
- ・ 特許の実施権はメーカー、学会発表は大学とするとお互いにやりやすいのではないか。
- ・ 大学が、補助金をもらうのに有利だからと、企業のアイデアを共同出願してしまう。
- ・ アメリカと違い、日本版バイドールでは、中小企業が優遇されない。
- ・ 大学は、産業界での技術の実用化が目的でなく、組織を維持するために特許を取得すること自体が目的となっている。
- ・ 商業的に実績の有る特許、ノウハウを前提とした条件を要求されることが多いようである。大学の発明が初期的な技術であることが十分に反映した条件でないと、産学連携にブレーキをかける。
- ・ 大学は一律に、着手金（技術情報開示料）、ランニングロイヤルティー、不実施補償等を求める。（高すぎる。弾力性がない。）
- ・ T L Oの会費は、中小企業にとっては高すぎる。しかも、それぞれのT L O毎に支払うのは金銭的・手続き的に大変な負担となっている。
- ・ ライセンス料の目安を整理することなど、大学と中小・ベンチャー企業との連携ガイドラインを作成し公表して欲しい。

（２）産学連携の基盤の強化

< 橋渡し機能の強化 >

（意見例）

- ・ T L Oは大学のシーズの領域内で産学連携をしようとするが、もっと民間のシーズの解明に積極的に協力してほしい。
- ・ 基礎研究を行う大学と製造技術を担う企業との橋渡し機能（技術を翻訳し

て伝授する機能)の充実・支援すべきである。また、その橋渡し役の担い手として商社やコンサルタント等の活用を積極的に検討すべき。

- ・ 政府所有の研究所について米国の「GOCO」と同様の形態とすべき。
- ・ 大学は地域企業の活性化を支援するというスタンスを明確化して進めて欲しい。
- ・ 地域と大学との連携強化が必要。
- ・ 医工連携のためのルール作りが必要。
- ・ 利益相反ルールが必要。
- ・ 産学連携推進のための組織は出来る限りシンプルであるのが良い。特に中小・ベンチャーの間では人と人との直接のつながりが重要である。
- ・ 大学の研究者のなかで1)産学連携の意義を正しく理解し、2)産業界と良い関係を持ち、かつ3)技術移転活動に協力的な方が一人でも多く育つことが先決であろう。

(注)「GOCO (Government Owned Contractor Operated)」とは、米国で実績を挙げている連邦政府所有の研究機関の運営方式をいう。GOCO方式では、研究機関の運営が民間会社等の非政府組織に委託され、研究開発や技術移転などが政府ガイドラインの縛りを受けず柔軟に運営される。このため、民間ニーズに合わせた研究開発や契約が柔軟に行えるようになるなど、政府所有の研究機関と民間企業とのスムーズな橋渡し機能を実現している。

< 特許情報へのアクセス機能の強化 >

(意見例)

- ・ 研究室で特許情報が検索できるための環境整備が必要。
- ・ 大学の研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、スーパーサイネット(学術情報ネットワーク)を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるシステムが必要。
- ・ 研究室から特許情報や論文情報を自由に検索できる環境を整備することは、研究を戦略的かつ円滑に進める上で必要不可欠である。
- ・ 特許情報を取得するためインターネットを通じてIPDL(特許電子図書館)にアクセスしているが、検索機能や印刷機能が低く使いにくい。
- ・ 先ず、IPDLを、検索スピード、検索機能(検索項目段数)および印刷機能の面で強化すべき。その上で、大学でIPDLが十分に使用されるようになったらアクセス環境を高度化すれば良い。

< 秘密管理の徹底 >

(意見例)

- ・ 大学やT L Oの共同研究等における企業秘密管理に不安を感じる。
- ・ 職員・学生に守秘義務を徹底することが必要である。
- ・ 大学と共同研究を行うに際して、大学の先生や学生を通じて技術ノウハウが競合企業等に漏洩することに不安を感じる。
- ・ 大学は、公共の場に近いため秘密保持の観点から不安がある。学生が就職してライバル企業に秘密を持ち込むかもしれないということもある。
- ・ 企業の知的財産(技術ノウハウ)を尊重することは、産学連携の前提であろう。

2. 知的財産の保護の強化

(1) 利用者に優しい特許審査の推進

< 権利化の促進 >

(意見例)

- ・ 特許庁はまず拒絶をするというスタンスである。これでは新しい知的財産は生まれにくい。
- ・ 特許庁は裁判所の顔色ばかりを見て審査をしている。
- ・ 審査官は新しい技術を理解しようとしてくれない。
- ・ 新しい技術と概念について特許庁が判断できないため、なかなか特許にならない。
- ・ 特許庁は新しい技術と概念について基本特許を広く認めるようにすることが新しい技術分野を起す上で不可欠。
- ・ 審査の判断基準があいまいなので、審査基準を体系化し公表すべきである。
- ・ どうして拒絶されたのかよく分からない場合がある。中小企業に対してもっと親身になって説明して欲しい。
- ・ 明細書と請求項との間で権利範囲の整合性がとれていないケースがあり、他社の特許に対して対応が難しい。

< 審査の早期化 >

(意見例)

- ・ 審査に時間がかかりすぎる。
- ・ 米国の特許を受けた案件については無審査で特許を付与するシステムにして欲しい。
- ・ 早期審査・早期審理制度の活用を促すことが必要。
- ・ 巡回審査・巡回審理をどんどん行って欲しい。
- ・ 拒絶の理由の内容が粗雑になってきているので、もっと中小企業の身になって親切、丁寧な対応を心がけて欲しい。
- ・ 権利化及び訴訟により実質的に保護される期間がかなり短くなってしまい、開発投資の回収期間が減少、開発意欲が減殺されている。

< 記載の平易化 >

(意見例)

- ・ 特許出願明細書が、通常人ではとても理解できない日本語で書かれているため、中小企業のハードルを高くしている。
- ・ 特許出願明細書、特に特許請求の範囲の記載が平易な分かり易いものとなるようにして、権利範囲を明確化すべき。

- ・ 特許出願明細書の記載における多義的な表現を排除し、自動翻訳に耐えられる記載とすべき。
- ・ 特許請求の範囲の記載は分かりやすくあるべきで、例えば、使用する用語の共通化や記載の仕方のルール作りなどをすべき。
- ・ 現行の特許明細書では、特殊な用語が多く実際の技術と特許のミスマッチが生じている。特許明細書の簡易化をすべき。

(2) 利用者の立場に立った制度の改善

< 特許制度の改善 >

(意見例)

- ・ 中小・ベンチャー企業には知的財産部があるところはほとんどなく、良い明細書を仕上げるには十分な期間を必要とする。
- ・ バイオテクノロジーなどの先端技術分野では出願日の確保が至上課題であり、十分なデータが揃うのを待たずに広いコンセプトの特許出願をせざるを得ない。このため、大学やベンチャー企業等が広くて強い権利を獲得することができるようになるため、米国の一部継続出願制度のように、期間の制限なく実施例の追加やクレームの拡張・変更が認められる制度の導入が必要である。
- ・ 中小企業にとっては、人手も金もなく、明細書を完全なものにするのに時間がかかるので、米国の一部継続出願のような制度で中小企業の手助けをして欲しい。
- ・ 先端技術分野の特許出願は国際出願されることが多く、日本国特許庁に対しても外国語出願をすることがあるが、翻訳文の提出期間が出願から2ヶ月となっているため負担が大きい。例えば国内優先期間と同じく1年とするなど、リーズナブルな理由がある場合には翻訳文の提出期間を遅らせることができるようにして欲しい。
- ・ 追加実験やデータの拡充等が必要などリーズナブルな理由がある場合には、拒絶理由通知に対する応答期間を延長できるようにして欲しい。
- ・ インターネットを通じて特許審査の手続き書類等が、欧米のように無料で閲覧できるようにして欲しい。
- ・ 遺伝子技術などカラーでないと効果が判断できない技術があるため、明細書に添付する図面としてカラー写真を認めて欲しい。
- ・ インターネット出願については、セキュリティ上の問題から、強い不信感・不安感を持っている。

< I P D L の機能強化 >

(意見例)

- ・ 中小・ベンチャー企業が有益な特許情報等を迅速に獲得することができるようにするため、特許電子図書館 (I P D L) において、関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などを検索できる機能を開放することを要望。
- ・ I P D L は、スピードは最近早くなつたとはいえ、検索機能のレベルが低く、先行技術調査にはあまり役立たない。
- ・ また、それらの機能を中小・ベンチャー企業が十分に使いこなせるよう、特許情報検索の専門家派遣・研修等の支援体制を充実させることが必要。
- ・ I P D L において、特許公報等の P D F ファイルを一括ダウンロードできるようにしてほしい。

(3) 中小・ベンチャー企業に対する支援

(イ) 中小・ベンチャー企業の負担の軽減

< 費用負担の軽減、手続の簡素化 >

(意見例)

- ・ 全ての中小企業を特許料・審査請求料の減免対象として欲しい (米国スモールエンティティ制度の導入) 。
- ・ 中小企業が特許出願する場合、国内特許出願、特許料、審査請求料について、減免を拡大するか費用の助成が必要。
- ・ 特許に関する費用が高額なため、取得した特許が収益に結びつかない場合、企業の経営悪化に直結する。中小企業に対する特許手数料減免制度を拡充して欲しい。現行の減免制度では手続が大変 (利用実績が証明している) であり、米国のように使いやすく、利用効果の高いものへの拡充を望む。
- ・ 特許取得に必要な弁理士に関する費用は高額であるため、その費用を助成して欲しい。
- ・ 日本にも出願助成制度や減免制度があるが、その対象となる中小企業の定義が複雑でわかりにくい。米国では従業員数 5 0 0 人以下という簡単な基準があるだけであり、日本ももっと単純な方式に直して欲しい。特に 1 0 年以下という期限は撤廃して欲しい。
- ・ 出願料・審査請求料・特許料の減免対象の要件の緩和が望まれる。
- ・ 申請手続が大変。大幅に簡素化して欲しい。
- ・ 中小企業の特許出願減免申請について職務発明規定を必要とするのは、特に開発者が経営者であることが多い中小企業にはそぐわないのではないか。
- ・ バイオベンチャーが減免を受けやすくするための方策が必要。
職務発明をあらかじめ承継した会社という条件を、職務発明をあらかじめ

承継した法人、またはその承継した法人から特許を受ける権利または特許権を譲受した法人とすべき。

研究開発型中小企業の条件として、医薬ベンチャーにおいては資本金100億円以下とすべき。

- ・ リサーチツール開発申請のあったプロジェクトに対して、相手を問わず低いコストで特許を開放することを条件として、一定期間研究費用を補助するとともに、国内の特許出願・審査請求料・特許料の免除を要望。
- ・ 拒絶査定不服審判請求の費用を減免して欲しい。
- ・ 外国語書面出願の料金を国内出願と同等に引下げて欲しい(26,000 16,000円)。
- ・ 料金減免制度などについて中小企業が調べても、条件が厳しすぎて役に立たない。

(注)米国「スモールエンティティ制度」について

- ・ 減免対象： 中小企業(従業員500人以下)、大学等の非営利団体、個人
- ・ 減免内容： 出願料、登録料、権利料(特許料)等を50%割引
- ・ 手続き： 自己申告書類のみ(証明書類は不要)
- ・ 利用実績： 約11万件(2002年)

< 海外出願に対する助成 >

(意見例)

- ・ 中小企業は、先行技術調査を行うことが困難であるため、無駄な出願をしている(弁理士も教えてくれない)。
- ・ 外国出願は高額であるためあきらめざるを得ない。助成制度が必要である。
- ・ 海外特許出願に必要な翻訳費用について助成して欲しい。
- ・ 特許取得に必要な弁理士に関する費用は高額であるため、その費用を助成して欲しい。
- ・ 中小企業も国際競争のなかで事業を発展させなければならず、海外で特許を取得することが必須となっている。

< 先行技術調査に対する支援 >

(意見例)

- ・ 特許調査会社や弁理士等による先行技術調査は高額であり負担が大きい。
- ・ 外国出願に関する先行技術調査の支援体制を整備し、費用助成して欲しい。
- ・ 中小・ベンチャー企業を対象として、審査請求前だけでなく、特許出願前の発明についても先行技術調査を支援する制度が必要である。

(口) 中小・ベンチャー企業に対する情報提供・相談の強化

< 弁理士情報の提供 >

(意見例)

- ・ 弁理士に関する情報(得意分野、活動実績、中小企業支援の意志の有無、訴訟経験など)の開示が必要。
- ・ 適切な弁理士を探し出すための手だての整備・充実を図ることが必要。
- ・ 個別の事務所が大手、中小のどちらの企業を主要な対象としているか、どの技術分野に強いかについて判断できるようにしてほしい。
- ・ 弁理士の専門分野の分類が必要。
- ・ 特許弁理士と商標弁理士を区別することが必要。
- ・ 弁理士の質の向上、弁理士料金の引き下げを促すため、弁理士の数をもっと増やすことが必要。
- ・ 明細書の作成から意見書・補正書の作成まで、特許庁とのやりとりをすべて中小企業に押しつける弁理士がいる。出願代理をしている責任を果たして欲しい。
- ・ 技術をよく理解していない弁理士の言われるままに出願をしていると、結果として拒絶されることになり、無駄が多くなるため困っている。
- ・ 中小企業のビジネスを軽視する弁理士がいる。事業内容とは異なる出願、タイミングをはずした出願をしておきながら高額な対価を平気で要求する者がいる。弁理士はもっと事業を理解しコンサルティングの重要性を認識して欲しい。
- ・ 弁理士にノウハウ・技術力があれば広くて強い特許がとれる。質の低い弁理士は権利範囲を狭めて特許をとる。重要な基本技術については優秀な弁理士にお願いしたいが、そのような弁理士に関する情報が不足している。
- ・ 特許明細書の独特の記載方法に加え弁理士とのコミュニケーション不足により権利範囲の強い特許が取れていない。
- ・ 弁理士任せではトラブルが発生しやすいように感じる。

- ・ 弁理士・弁護士の利用について相談できる場所が必要。
- ・ 弁理士に関する料金や活動実績・専門分野等の具体的な情報を提供する機関がない。
- ・ 弁理士・弁護士の地方における活動拠点の増加とネットワーク化を行うことが必要。
- ・ ライフサイエンス分野の弁護士・弁理士の全国マップがあると便利。

- ・ 地域の中小企業等に弁護士情報を提供するため、弁護士知財ネットを整備して欲しい。
- ・ 特許化に向けて適した弁理士を探す手段が無く中小企業と弁理士とのミスマッチが生じている。弁理士の資格の専門分野化をすべきはないか。

(注)「中小企業・ベンチャー総合支援センター」について

- ・ 中小企業・ベンチャー総合支援センターは、中小企業基盤整備機構が全国8箇所の各支部に設置した中小企業・ベンチャー企業に対する総合支援窓口。

(注)「都道府県等中小企業支援センター」について

- ・ 都道府県等中小企業支援センターとは、都道府県等(政令市を含む)が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、ワンストップ・サービスの実現等を図り、中小企業者の抱える多様な課題に対して専門的な解決策を提供する機関をいう。全国59箇所に存在する。

< 中小企業の経営戦略に根ざした知財戦略の支援 >

(意見例)

- ・ 中小企業に対する支援メニューについて問い合わせるための総合的な窓口や各都道府県での問い合わせ先が必要。
- ・ 弁理士・弁護士の地域への派遣制度を充実して欲しい。
- ・ 経営全体を考えた、あるいは、新規製品の事業展開を含めた知財戦略を指導できるビジネスマインドを持った弁護士・弁理士・コンサルタントが必要。
- ・ 弁理士のコンサル能力(経営、会計・財務、技術、契約実務、ライセンス先の発掘)を高めることが必要。
- ・ 弁理士は実質的に中小企業知財部のアウトソーシング機能を担って欲しい。
- ・ 仲裁センターの機能強化を図ることを要望。
- ・ 経営コンサルもできる弁理士を養成するため、企業の知財部以外を経験した者が弁理士になりやすいように制度改正をすべき。
- ・ 経営者の特許制度に関する認識が不足しているため、特に契約面や渉外面において不利益をこうむる結果が多々見られる。
- ・ 大企業との問題への対処は力関係があるため、訴訟などの手段はとりづらい。したがってこれらの問題にはあくまで、中小企業にとっての一連のリスクマネジメントを充実させることに対する支援を行うべき。

< 海外出願に対する支援 >

(意見例)

- ・ 海外特許出願に強い弁理士を探すのが難しい。

- ・ 海外に特許を出すにはどのような手続が必要なのか相談できる窓口が必要。
- ・ 中国に出願する場合、翻訳が正確にできているか不安だ。
- ・ 海外出願のための翻訳会社や海外弁理士を紹介してくれる窓口が必要。

(4) 国内における知的財産権侵害対策の強化

< 知的財産の尊重の徹底 >

(意見例)

- ・ 企業がモラルだけで経営できないことはわかるし、大手企業が中小企業の技術の特許料を払ってまで導入することに躊躇を感じることもわかる。しかし、あえてそのようなケースに対して積極的に中小企業の知的財産を保護し、その技術を大手企業に導入することを推進することが必要。
- ・ ノウハウとして保護していた技術が取引関係の中で吸い取られ、出願されてしまったことがある。
- ・ 下請け会社の特許をないがしろにしている大企業がある。
- ・ 大企業に特許権を主張したばかりに、下請け関係を解除された。
- ・ 知的財産の扱いについての大企業の取引の適正化を求める。
- ・ 企業の取引関係が縛りになって、事実上模倣が野放しになっている。
- ・ 特許技術に対し大企業からの無効審判請求攻勢をかけられ困っている。
- ・ 中小・ベンチャー企業は、キーテクノロジーの特許を押さえたとしても、大企業に周辺の発明について出願攻勢をかけられ身動きがとれなくなることがあり、困っている。
- ・ 大手企業の場合は、主要特許を取得すると同時に、周辺についてあらゆる可能性につき特許出願を行い、これらを公知にしてしまう傾向がある。結局は審査請求をせずに放置し、他社を妨害することのみを目的としているように思われる。特許出願をより実質的に活性化するためにも、これらの底引き網の出願に対し、なんらかの歯止め策が必要。
- ・ 中小企業の特許権に基づいた契約を行う際においても、大手と中小というパワーバランスに立った契約を求められることが多く、結果として中小企業にとって不利な契約となることが多い。
- ・ アセンブリ産業、ゼネコンとの関係では、中小企業の立場が極めて弱く、出入り禁止になっては元も子もないということで正当な権利も主張できない。中小企業の知的財産を尊重するよう大企業を教育して欲しい。
- ・ 金型図面の意図せざる流出に関連する秘密保持契約締結についてのガイドラインは一定の効果があったようだが、今度は制作費を負担したからという理由で、複数の親企業から金型自体の引渡しを求められているというケースがある。

< 「知財駆け込み寺」の整備 >

(意見例)

- ・ 大企業の模倣に中小企業は泣き寝入り状態である。
- ・ 弁護士に相談すると高額であるため、まずは公的サービス機関で相談できる場所が必要である。
- ・ 大企業に訴訟で対抗するのは、資金面・人材面等で実際上不可能である。
- ・ 中小企業が大企業に特許権侵害を訴えた結果、逆に無効訴訟などを訴えられた事例をよく聞く。体力のない中小企業にとっては酷であり、泣き寝入りせざるを得ない原因の一つになっている。
- ・ 大企業と中小企業は取引関係にあり、大企業の盗用について中小企業はある程度は目をつぶらないことには生きていくことができない。訴訟するかどうかには、難しい判断が求められる。
- ・ 悪質な特許権侵害者に対しては、泣き寝入りをせず、もっと刑事告発をしなければならぬ。
- ・ 中小企業の特許訴訟負担は大きいため、大企業の悪質な侵害行為を取り締まる特許白バイ制度を導入すべき。
- ・ 技術・ノウハウがとられてしまえば、中小・ベンチャーは育たない。
- ・ 大企業は発注や契約の仕方も巧妙であり、訴訟をやっても勝ち目はない。
- ・ 中小企業の知財担当は社長一人というところが大部分であり、訴訟をやっていたら会社が潰れてしまうので、結局泣き寝入りになっている。
- ・ 共同開発契約についての相談機関が欲しい。
- ・ 道義的観点から判断して大企業に指導等を行う機関が欲しい。
- ・ 市役所のサポートにより大企業と対等に交渉でき、特許を大企業に取り上げられることを防ぐことができた。

< 知的財産の保護を強化するための制度の整備 >

(意見例)

- ・ 中小企業の知的財産を総合的に保護するための新規立法をすべき。そのような法律が存在することが大企業に対する抑止力となる。
- ・ 大企業による侵害し得な状況を改めるため、中小・ベンチャー企業の特許権を侵害した場合には、3倍賠償などが課せられるようにすべき。
- ・ 中小企業と大企業との訴訟では、大企業優位は明らかであるから、立証責任の転換や証拠開示制度を設けることによって、中小企業の負担軽減する必要がある。
- ・ 特許権について刑事罰規定はあまり意味がないのではないかと。仮に刑事罰が

適用されたとしても侵害された企業にとっては何のメリットもない。したがって、特許権については刑事罰をやめて、3倍賠償などの懲罰規定を導入すべきである。

- ・ 現在の特許侵害訴訟では、特許法上損害額の推定規定が導入されたとはいえ、認定される損害額が逸失利益に限定されており、抑止力の観点からは不十分と言わざるを得ない。損害を取り戻す観点と抑止力の観点から、3倍賠償など、賠償額の引き上げが必要とを感じる。
- ・ 訴訟期間の長期化により、訴訟費用は多額になりその負担が重くなることは、特に中小企業にあっては深刻な問題である。訴訟費用敗訴者負担を制度化すべき。
- ・ 製造技術に関する特許については、侵害の事実を確認しづらいため、立証責任の転換を図る等、制度改正が必要。
- ・ 中小企業と大企業との体力差を踏まえて、それを補完するような中小企業に対しての優遇措置が必要。

- ・ 大企業が技術を保有する中小企業の製造能力を超えるロットを一時に大量発注し、対応できないことを理由にして、事実上その技術を取り上げるということがある。
- ・ 大手企業から、量産するからといわれてある技術について契約をした上で特許やノウハウを開示したのだが、契約切れとともにその大手企業は模造品を発売した。あまりにもひどい。
- ・ 大企業は中小企業に共同研究を持ちかけては技術を吸い上げる。
- ・ 取引企業から試作品作成を持ち掛けられ、試作品を提出するとそのまま取り上げられて、他の企業に発注されたことがある。
- ・ 大企業が作る製品の中でキーパーツを作っている中小企業がやられている。キーパーツについて、大企業の子会社と共同研究開発をさせられて、コア技術を共有特許にされたあげく、周辺技術については勝手に特許出願されてしまっている。大企業は中小企業の知的財産を尊重するマインドが低い。
- ・ 大企業との知財契約において、特許出願、維持の経費の支払い比率によって、所有/使用の対価が決まる。個人対大企業の場合、結局資金的な理由で譲渡を余儀なくされる。
- ・ 大企業の優越的地位を悪用した中小・ベンチャー企業つぶしや一方的に優位な契約締結などを回避するため、大企業と中小・ベンチャー企業との取引に関する公取委のガイドラインを作成・公表すべき。
- ・ 共同研究の問題点の明確化を盛り込んだガイドラインを整備して、中小企業と大企業に対しても啓発活動を行うべき。

- ・ 共同開発契約についてのガイドラインが欲しい。

< 情報開示制度における営業秘密の保護の確保 >

(意見例)

- ・ M S D S 制度により、試薬を構成する化学物質について開示が義務づけられているため、営業秘密として管理している情報が他の事業者知られることとなってしまい困っている。営業秘密の部分はきちんと守れるように制度を整備すべき。

(注)「M S D S 制度」について

- ・ M S D S 制度とは、化学物質管理法や労働安全衛生法等において、特定の化学物質等を含有する製品を他の事業者へ譲渡又は提供する際には、その化学物質等の性状及び取扱いに関する情報 (M S D S (Material Safety Data Sheet)) を事前に提供することを義務付ける制度をいう。

取引先の事業者からの M S D S の提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学物質等についての正しい情報を入手し、化学物質等の適切な管理に役立てることが出来る。

(5) 海外における知的財産権侵害対策の強化

< 水際対策の強化 >

(意見例)

- ・ 模倣品の判定や輸入差し止め決定のため、税関内に準司法的な機関を設置すべき。
- ・ 中小企業の体力では訴訟に訴えることは事実上不可能であるので、税関の機能を強化すべき。
- ・ 中小企業は裁判所をいつも利用できるわけではないので、税関において技術的判断ができる機関をきっちりと作るべき。技術的判断が早く、きちんとできることが重要。
- ・ 税関という輸入差し止めのための行政機関があるのだから、そこで模倣品の技術判定をできるようにすべき。何でも裁判所に行けというのはおかしい。
- ・ 特許権侵害品の判断は、高度な専門的、技術的知識が求められるものの、裁判所の利用は中小企業にとって負担が非常に大きい。(訴訟をしていたら会社が潰れてしまう。)
- ・ 技術判定期間や I T C といった、中小企業が利用しやすい金のかからない行政制度を整備すべき。

< 個人輸入・個人所持の禁止制度の整備 >

(意見例)

- ・ 個人輸入という名目で模倣品・海賊版がチェックを受けることなく輸入されているので困っている。
- ・ 買う人がいるから売る人がいる。買う人を捕まえないと効果がない。
- ・ 模倣品は悪であるということを明確にするためには個人所持・個人輸入に刑罰を課すべき。
- ・ 偽ブランド品の売買を抑止するため、個人による偽ブランド品の所持や輸入を法律などで禁止すべき。

< 海外における模倣品対策の強化 >

(意見例)

- ・ 中小企業には海外の模倣品対策は金がかかって大変。とても手に負えない。
- ・ 海外での被害状況調査について人的・資金的な支援充実が必要。
- ・ 東京都などが行っている海外における被害実態調査の申請要件（現地で訴訟を起こすことが前提）を緩和して欲しい。

< 関係機関の取組み強化 >

(意見例)

- ・ 中小企業に親身になって相談に乗ってくれる窓口が必要。
- ・ 海外の販売代理店にコピー商品を作られて苦労した。販売先はすぐにわかるが製造元を突き止めることは難しい。
- ・ 電池などの模倣は安全性の面からも重大な問題である。
- ・ 海外での模倣品被害調査や当局との対応への手助けをして欲しい。
- ・ 海外での紛争コスト負担は中小企業にとって大変であり支援が必要。
- ・ 知財保険や侵害費用の貸与制度の導入をして欲しい。
- ・ 海外のA企業と契約を結んで技術供与したが、ある時期からA企業は米国内のB企業に同じ製品を作らせはじめ、当社とは契約を解除された。こういった場合、誰に相談すればよいのか分からない。
- ・ 海外の企業に特許侵害の警告状を出したがなしのつぶてだった。次のアクションとしてどのように対応したら良いのかわからない。

< 在外公館の取組み強化 >

(意見例)

- ・ 相手国の政府や警察に、個人や企業で働きかけ行ってもとりあってくれない。政府のバックアップが必要。

- ・ 大使館は敷居が高い。問題を持ち込んでも、それは企業の問題としてとりあってくれない。
- ・ 模倣に対する政府の厳正な態度が必要である。
- ・ 中国や米国で訴訟を戦うときは、政府にバックアップして欲しい。
- ・ 中国では意匠の審査制度がないため、悪意の意匠盗用出願が多発しているの
で審査制度導入の改正を要求すべき。
- ・ 中国における著名表示冒用の取締りの強化を要請すべき。
- ・ 米国政府のようにハイレベルの経済問題として取り上げるべき。
- ・ 中国では、官民上げての妨害工作のため特許の成立までに11年を要した。
企業が、相手国政府に個別に対応するには限界がある。国対国として、知的
財産に係る正当な運営がなされるよう、強く要求し、実現を図ることが急務
であると考える。
- ・ 政府が外国政府に対し強い姿勢で対応して欲しい。

3. 知的財産の活用の推進

(1) 地域における知的財産権の取扱いの改善

(意見例)

- ・ 地方自治体が知的財産の権利者である場合は、その知的財産に関する技術が活用されがたい(県内外企業にライセンス条件の格差がある場合が多い。知財の譲渡の例が少ない。)ので問題であり、地方自治体との共同研究は事実上意味をなさない。
- ・ 自治体は首長レベルの知的財産に関する意識改革が必要である。
- ・ 地域企業や地場産業と地方の大学・公設試との連携強化が必要。
- ・ 技術開発について公設試に助言を求めたところ、共同研究契約を結ぶことを共用され、共同特許出願せざるを得ないこととなった。公設試による中小企業へのアドバイス制度がなかったことも問題であるが、だからといって研究開発に特段の貢献もせず特許権を半分取ってしまうのは許し難い。
- ・ 地域における技術、産学連携、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの連携を図るべき。
- ・ 中小企業向けTLOを創設して欲しい。
- ・ 地域が持つ有望なシーズに対する目利き、コーディネート(事業者への橋渡し)機能の充実が必要。
- ・ 地方自治体の条例等が旧態依然としていることが問題になっている場合もあるのではないかと。地方自治体が知的財産重視の観点から条例等の改正を行うべき。
- ・ 地方自治体の制度、運用は、国の制度、運用に準じて作られているので、国の制度自体を見直し、既に改善された部分についてはそれについての説明を付して通知することが必要である。

(2) 公共調達の拡大

<知的財産の尊重の徹底>

(意見例)

- ・ 地方自治体が模倣品を承知で採用している。警告状を出したが回答がなかった。
- ・ 地方自治体が特許侵害をしたため訴訟を起こし勝訴したが、何の利益もなかった。これでは特許を取る意味がない。
- ・ 大企業だけでなく、行政との関係で特許を無視されたとの声もある。

<官公需制度の改善>

(意見例)

- ・ 特許のある効率的な技術を提案すると入札からはずされる。
- ・ 中小・ベンチャー企業の製品に関する政府調達（官公需）の要件を緩和すべき。
- ・ 政府調達（官公需）において特許製品に対して柔軟な運用をすべき。
- ・ 特許工法が排除されないような公平な競争入札の仕組みを創設すべき。
- ・ 政府調達（官公需）における発注側の安かろう、悪かろうの体質を改善し、正当に特許技術を評価できるようにすべき。
- ・ 特許や実用新案のある機械では公共工事等で契約にならない。現場は当方の機械を良いと判断しても契約事務サイドがOKしない。
- ・ 会計検査院に対する説明が十分にできないとの理由で、特許に基づく随意契約を選択しない発注者が多い。

< 優先調達のための制度整備 >

（意見例）

- ・ 地域中小企業の知財を有効活用した製品の優先調達制度を整備して欲しい。
- ・ 自治体は中小企業が保有する関連技術を集積した特産品等の振興を通じた地域活性化を図るべき。
- ・ 優れた技術をもつ製品を調達できるようにするために、公共調達の中の一定の予算枠を、優れた技術をもつ製品に割り当てることとすべき。

（３）知財信託の活用、知財による資金調達の拡大

（意見例）

- ・ 信託の担い手を地方公共団体や公益法人にも拡大すべき。
- ・ 信託業法改正により知的財産の信託化が可能となったが、未だ参入障壁は無くなっていない。信託銀行であっても、実施のために金融庁の認可で時間がかかっている。
- ・ 信託については、登録税の3000円がボトルネックとなる。
- ・ 事務ガイドラインの見直し（人的要件の緩和）すべき。
- ・ 信託受益権購入の損金算入を認めるべき。
- ・ 信託受益権を質的に分けた場合でもパススルーを認めるべき。
- ・ 損害賠償額とまでは言わないが、せめても弁護士費用など訴訟に必要な最低限の費用について保障してもらえるような保険が欲しい。
- ・ 欧米では一部の保険会社で知財保険を取り扱っており、我が国でも導入して欲しい。
- ・ ソフトの圧縮・解凍技術の基本特許を押さえている外国企業が侵害警告を行

う等のリスクが高まっており、ロイヤルティ共済や侵害警告リスクをヘッジする保険商品が必要である。

- ・ 以前、海外の弁護士費用などに適用される「知財保険」に加入し大変有用であったが、2000年あたりから保険会社は事実上引き受けなくなった。中小企業にとっては、こういう保障制度をきちんと機能することが効果的な支援になる。
- ・ 訴訟期間長期化により、訴訟費用は多額になりその負担が重くなることは、特に中小企業にとっては深刻な問題である。知的財産保険の実質的機能強化が必要。
- ・ 政府は、貿易保険を考えたときのように、大所高所に立って検討すべき。
- ・ 政府系中小企業金融機関が率先して、事業の将来性や経営者の資質、あるいは、知的財産を担保にした融資・保証制度を拡充することが必要。
- ・ 中小ベンチャー企業はベンチャーキャピタルの乗っ取りを恐れている。
- ・ 金融機関の知財意識は低すぎるため、高揚を図るべき。
- ・ 知財担保融資制度を充実（銀行はリスクをとらずに逃げている）をすべき。
- ・ 知財は時間とともに陳腐化するため、知財を担保に融資するスキームには無理があるのではないか。
- ・ 金融機関のプロジェクトファイナンスの促進をすべき。
- ・ 国家褒章を受けたプロジェクトへの優先融資制度を創設すべき。
- ・ 特許の価値評価手法を確立すべき。
- ・ 金融庁は知財の価値評価を行う機関を創設すべき。
- ・ 知財価値評価機関を創設すべき。
- ・ 技術の目利きができるようにすべき。
- ・ 有価証券報告書に知財を入れることはミスリードのおそれがある。
- ・ 知財報告書の作成支援が必要。
- ・ 知財関連の税についてのルールがないことは問題。
- ・ 知財の流通・活用を促進するため、知財権を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、買い取り費用の一定割合を税額控除又は特別償却を要望。
- ・ 税制上の優遇措置（譲渡益課税減免、買取資産の特別償却）を要望。

(4) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術の顕彰

(意見例)

- ・ 政府に一番やってもらいたいのは、優秀な発明者に対して報奨金を出して表

彰すること。特許を取得した人を対象に、最もインパクトのある特許を選定し、20代、30代、40代と各部門に分けてそれぞれ3億円の報奨金を出して表彰する制度を作ってもらいたい。

- ・ 今の若者は皇居や首相官邸に招かれるだけでは喜ばない。発明して特許を出願すれば3億円を手にする可能性があれば、若者も皆張り切って良い発明も出てくると思う。寄附金付きお年玉付き年賀状のように、特許料に報奨金の原資をプラスして納付してもらおうのも一案。
- ・ 特許出願料を2,3千円値上げしてそれをプールしておきそれを原資として、日本中、世界中にきちんと貢献したという実績がでた特許については、3億円ぐらいの褒賞金を出してはどうか。ノーベル賞で3億もらえるのだから頑張るのに、ものづくりで色々考えた人にもそれくらい出していいのではないか。
- ・ 高校とか、中学、大学の人たちは、みんな野球とかサッカーの方に興味を持って、発明なんていうのは一銭にもならないから考えない。それはおかしいルールではないかと思う。
- ・ 国家レベルの褒章を受けた中小企業には無条件で融資をさせるなど、中小企業の研究開発努力が報われる制度を考えてほしい。特許された場合に中小企業に優遇措置を付与することが中小企業の特許へのモチベーション増大につながる。